

答 申

第1 審査会の結論

秋田県知事（以下「実施機関」という。）が、鹿角地域振興局の「平成11年3月30日付け開発行為許可申請書」（以下「本件公文書」という。）中の「排水の放流についての同意書」（以下「本件同意書」という。）について、同意した者の住所、氏名、印影及び肩書を非公開とした決定は妥当である。

第2 異議申立てに至る経過

1 公文書の公開請求

異議申立人は、秋田県情報公開条例（昭和62年秋田県条例第3号）第9条の規定に基づき、平成14年11月26日、「特定の開発事業に関する文書」の公開請求をした。

2 実施機関の決定

実施機関は、公開請求に係る公文書として本件公文書を特定し、そのうち、本件同意書中の同意した者の住所、氏名、印影及び肩書（以下「本件非公開部分」という。）を秋田県公文書公開条例の一部を改正する条例（平成10年秋田県条例第38号）による改正前の秋田県公文書公開条例（昭和62年秋田県条例第3号。以下「条例」という。）第6条第1項第1号の規定に該当するとして、非公開とする部分公開決定をし、平成14年12月10日付けでその旨を異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、この処分を不服とし、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、平成15年2月10日付けで、実施機関に対して異議申立てをした。

実施機関は、平成15年3月3日付けで異議申立人に対し異議申立書の補正を命じたところ、異議申立人からは平成15年3月5日付けで補正書が提出された。

第3 異議申立ての趣旨及び理由

別紙1記載のとおり

第4 異議申立てに対する実施機関の説明要旨

別紙2記載のとおり

第5 審査会の判断理由

1 本件公文書の内容等について

本件公文書は、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第29条の規定により、開発行為をしようとする者（以下「開発行為事業者」という。）が、開発行為の許可を受けるために実施機関に提出したものである。本件同意書は、これに先だって、法第32条に基づく事前協議に当たって鹿角市に対して提出された事前協議書に添付されたものであるが、本件公文書にも添付されたものである。

法第32条では、「開発許可を申請しようとする者は、あらかじめ、開発行為に関係がある公共施設の管理者と協議し、その同意を得なければならない。」と規定しているが、当該公共施設の管理者は鹿角市であり、鹿角市が実施機関に対して意見を付すに当たり、紛争の未然防止のために開発行為事業者に対して任意に求めたものが本件同意書である。鹿角市からは、公共施設の管理者としての意見書が、本件同意書とは別に提出されている。また、周辺の4自治会長が「排水の放流について」同意する旨の文書も、本件公文書に添付されているが、これらの文書については、本件公開請求に対する決定により全部が公開されている。

本件同意書には、作成年月日、開発行為事業者の住所、会社名、代表者名、「排水の放流について」という同意の依頼内容、開発の場所・面積・目的・排水の種類・水質並びに同意した者の住所、氏名、印影、肩書及び「上記の件承認します。」との記載がされている。

2 条例第6条第1項第1号該当性について

実施機関は、本件非公開部分が、条例第6条第1項第1号に該当すると主張しているので、この点について検討する。

(1) 条例第6条第1項第1号の解釈について

本号本文は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報が記録されている公文書は公開しないことができると規定している。これは、個人の尊厳という観点から、いわゆるプライバシーに関する情報は非公開とすることができるとしたものであるが、プライバシーの概念は、その内容及び範囲が必ずしも明確ではなく、主観的要素が強いことから、個人に関する一切の情報を原則として非公開とし、プライバシーの保護に万全を期することとしたものである。

また、本号ただし書においては、

- (一) 法令又は条例の定めるところにより何人でも閲覧することができるもの
- (二) 公表することを目的として実施機関が作成し、又は取得したもの
- (三) 法令又は条例の規定による許可、免許、届出その他これらに相当する行為に際して実施機関が作成し、又は取得した情報であって、公開することが公益上

必要と認められるもの
のいずれかに該当する場合には公開することとしている。

これは、個人に関する情報の中には、明らかにプライバシーの侵害にならないもの、公益上公開する必要があるものもあることから、ただし書に該当するものについては公開することとし、条例の「原則公開」との調整を図ったものである。

(2) 本件非公開部分の該当性について

本件非公開部分のうち住所、氏名及び印影は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別されるものであり、また、本件非公開部分のうち肩書は、他の情報と結びつけることにより、間接的に個人が特定され得るものであることは明らかであり、本号本文に該当する。

しかし、本号ただし書のいずれかに該当するときは公開することとしているので、次に本件非公開部分のただし書への該当性について検討する。

(3) ただし書への該当性について

本件同意書については、法令又は条例に閲覧の規定がないほか、公表することを目的として実施機関が取得したものと認められないことから、ただし書（一）及び（二）には該当しない。

なお、本件同意書は、開発許可申請に際して実施機関が取得した公文書であることから、これに記載されている本件非公開部分は、ただし書（三）の「法令又は条例の規定による許可、免許、届出その他これらに相当する行為に際して実施機関が作成し、又は取得した情報」に該当するので、以下、本件非公開部分が、ただし書（三）の「公開することが公益上必要と認められるもの」に該当するか否かについて検討する。

(4) 「公開することが公益上必要と認められるもの」への該当性について

ただし書（三）の当該部分は、法令等の規定により行われる許可、認可、免許、承認、決定その他これらに類する行政行為及び法令等の規定に基づく届出、申告、報告、申出その他の手続きの中には、その性質上県民生活に影響を及ぼすものがある。したがって、これらの行為に際して県が作成し、又は県民等から提出された情報であって、県民の生命、身体等を保護し、公共安全を確保する観点から、公益上公開すべき積極的理由が強いものについては、公開することとしたものである。

本件同意書は、上記1で述べたとおり、開発行為許可申請書に添付されて提出され、実施機関がこれを受理したことが認められる。

しかし、法令により添付が義務付けられているもの（以下「法定文書」という。）としては、公共施設管理者である鹿角市からの同意する旨の意見書が提出されており、本件同意書は法定文書ではなく、本件許可の適否の判断に際し影響を及ぼすものであったとは認められない。また、本件同意書の、誰が開発行為地からの排水の放流について同意したかという情報は、県民生活に重大な影響を及ぼす情報とはい

えず、公開されたからといって、県民の生命、身体等を保護し、公共の安全の確保に結び付くとは認められない。

以上のことから、最大限保護されるべき個人に関する情報である本件非公開部分を公開すべきほどの強い公益上の理由があるとは認められず、「公開することが公益上必要と認められるもの」には該当しない。

よって、本件非公開部分は、本号に該当する。

3 その他

異議申立人は都市計画法に基づく開発行為許可申請に係わる事務処理の在り方について意見を述べているが、当審査会は、条例に規定する公文書の公開決定等の是非を当該条例に基づき判断するものであり、公開決定等の是非の判断に影響を及ぼさない異議申立人の主張の当否は当審査会が審議する事項ではないと判断する。

第6 審査の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成15年 3月28日	・ 諮問（第72号）
平成15年 4月25日	・ 実施機関（鹿角地域振興局）からの非公開理由説明書の受理
平成15年 6月23日	・ 異議申立人からの非公開説明書に対する意見書の受理
平成15年11月27日 （第125回審査会）	・ 異議申立人からの意見の聴取 ・ 実施機関からの非公開理由の聴取
平成15年12月19日 （第126回審査会）	・ 審議
平成16年 1月15日 （第127回審査会）	・ 審議

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、本件文書について平成14年12月10日付けで実施機関が行った部分公開決定において非公開とした本件非公開部分について、公開することを求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書、意見書及び口頭による意見の陳述等で主張している異議申立ての主たる理由は、次のように要約される。

公開請求した公文書には、排水の放流についてという各自治会の代表が作成したと思われる同意書が5通あるが、そのうち、1通の一部が非公開とされているのは条例の適用の誤りであることから、公開すべきである。

また、本件開発行為を行っている事業者が、何回も地域において説明会を開催して同意書を求めた理由や具体的な経緯が知りたいので、本件公文書を公開すべきである。

さらに、当該事業者が開発行為許可を受けた後、すぐに開発行為の内容を変更した理由が知りたいので、本件公文書を公開すべきである。

1 同意書について

開発許可の審査は、都市計画法及び同省令並びに秋田県規則に基づき、許可基準の適合性及び添付図書により判断するものである。

関係権利者等から得ておく必要がある同意として、都市計画法第32条は、「開発行為をしようとする者は、あらかじめ、開発行為に関係がある公共施設の管理者と協議し、その同意を得なければならない」と規定している。

また、開発行為の許可基準を定めた同法第33条第1項第14号では、「開発行為をしようとする土地において、当該開発行為の妨げとなる権利を有する者（所有権、永小作権、地上権、賃借権、質権、抵当権等）の相当数（権利者総数・土地の総面積の3分の2以上）の同意を得ていること。」と規定している。

旧・建設省通達（現・開発許可制度運用指針）では、「法32条第1項（公共施設の管理者の同意等）の書面はあくまでも開発行為に関係がある公共施設の管理者の同意書面であり、河川、農業用水路等の管理権限を有しない水利組合、水利権者、農業用水使用関係者等公共施設の管理者でない者とは、必要がある場合においては開発許可手続とは別に十分協議、調整を行うよう指導し、同意書の添付までは義務付けないようにすることが望ましい。」としているところである。

本件「同意書」は、紛争の未然防止のため、鹿角市が許可権者に意見を付する上で任意に求めたものであり、これをもって開発行為の許可、不許可の判断基準となる法定書面とは言い難いものである。

本件については、鹿角市長の同意で足りるものである。

2 旧条例第6条第1項に規定する非公開基準への該当性について

改正前の秋田県公文書公開条例第6条第1項は、「実施機関は、次の各号のいずれかに該当する情報が記録されている公文書については、公文書の公開をしないことができる。」とし、第1号において「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの」としている。

また、「ただし、次に掲げるものを除く。」とした「ただし書①」は「法令又は条例の定めるところにより何人でも閲覧することができるもの」、「ただし書②」は「公表することを目的として実施機関が作成し、又は取得したもの」であるが、いずれにも該当しないものである。

最後に、「ただし書③」は「法令又は条例の規定による許可、免許、届出その他これらに相当する行為に際して実施機関が作成し、又は取得した情報であって、公開することが公益上必要と認められるもの」としている。

開発行為許可申請書は、「法令の規定による許可に際して実施機関が取得した情報」であるが、

- ① 本件同意書は、法令により添付が義務付けられているものではないこと。
- ② ①のとおり義務付けのない添付書類で住所・氏名等が公表されることにより、地域等で非難・中傷される可能性があること。
- ③ 都市計画法第33条は、「当該申請に係る開発行為が開発行為の基準に適合し、かつ、その申請手続きが法令等に違反していないと認めるときは、開発許可をしなければならない。」としているところ、法令規則に照らして不許可事由のいずれれにも該当しなかったものであること。

の理由により「公開することが公益上必要と認められるもの」とはならず、個人情報として非公開としたものである。

秋田県情報公開審査会委員名簿（五十音順）

区 分	氏 名	職 名	備 考
会長代理	小賀野 晶 一	千葉大学法経学部教授	
	佐 藤 了 子	聖霊女子短期大学講師	
	柴 田 一 宏	弁護士	
会 長	平 川 信 夫	弁護士	
	本 田 雅 子	秋田経済法科大学経済学部助教授	

（平成16年1月30日現在）